



令和7年10月27日

坂戸市議会議長 様

会 派 名 日本共産党

代表者名 新井 文雄

実 施 報 告 書

下記のとおり、調査研究等を実施したので報告します。

記

1 期 日 令和7年10月7日（火）午後1時30分～午後3時19分

2 参加者氏名

新井文雄	大山嘉代子		

3 調査研究等の行き先及び内容

行き先	内 容
坂戸市役所 3階 全員協議会室	坂戸市議会議員研修会 「事例で考える議会運営のポイント」

4 概要

別添のとおり

坂戸市議会議員研修会実施報告

- 1 日 時 令和7年10月7日（火）午後1時30分～午後3時19分
- 2 場 所 坂戸市役所 3階 全員協議会室
- 3 内 容 「事例で考える議会運営のポイント」
(株)廣瀬行政研究所 代表取締役 廣瀬 和彦 氏

4 内容についての概要

本会派は、前記内容について、議員研修会に出席し、講師から説明を受けた。
説明及び主な質疑は次のとおりである。

(1) 議員の発言権とその限界について

発言自由の原則として議員には議会において誰からも拘束されずに自由に発言することができる。その中でも発言自由の原則には会議原則があり、会議運営の積み重ねによって生じた共通のルールがある。

【地方自治法132条】

普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。この趣旨は本会議や委員会の場合は公の問題を議論する場であって、議事に関係ない個人の問題を議論すべきではないこと。無礼の言葉や私生活にわたる言論や人身攻撃等によって議会の秩序が失われることを防ごうとするものである。

無礼な言葉も定義している。無礼な言葉とは：議員が意見や批判の発表に必要な限度を超えて議員その他の関係者の正常な感情を反発する言葉としている。

【標準市議会会議規則151条・標準町村議会会議規則102条】

議員は、議会の品位を重んじなければならないとしている。

(2) 不穏当発言・不規則発言とその基準について

不穏当発言と不規則発言について、触れられていた。不穏当発言：良識ある者が発言しない発言。不規則発言：議長の許可に基づかない発言。不穏当発言・不規則発言の相違、不穏当発言における議会の判断、不規則発言の中身、不穏当発言の該当基準等は具体的に各地で実際に起こった事例を紹介しながらの説明であった。

不穏当発言における議会の判断は市長と指定管理者が身内の場合、是非について道義的にどうなるかという質問は一般的に不穏当と認定することは難しい。しかし、発言時における状況、議会の構成、それまでの議員としての発言状況等の様々な状況が絡みあ

って議会の自律権の一環として判断するので議会により判断は様々となり、法的には問題ないこととなる。

☆2023.6 真岡市議会不穏当発言での事例

☆岐阜市議会 2001.6 定例会での事例

不規則発言について

- ・黙認される不規則発言：議会の審議を活性化する相槌や掛け声等による野次は場合によってその効果からある程度黙認できる。
- ・問題となる不規則発言：明らかに発言の品位を欠いた特定の人格等に対する誹謗や中傷等の野次は許されない。

不穏当発言の該当基準について

4点にまとめられていた。①無礼な発言②他人の私生活にわたる発言③発言の根拠が不明確である発言や事実と異なる発言④基本的人権を侵害する発言（LGBT等）である。また、国会議員と地方議員の発言に対する保障の違いの説明もあった。国会議員は憲法51条で免責特権あり、地方議員は憲法・地方自治法ともに規定なし。

議員の発言の取消し・訂正と会議録についての話もあった。発言取消しは議会の許可が必要であること。発言の訂正は議長の許可で足りること。注意すべきことは会期中に限り、訂正できる。ただし、発言の訂正は字句に限ることで、発言の趣旨を変更することはできないこと。発言取消方法について、発言取消留保宣告の活用について、発言取消命令が行われる期間について、閉会中における発言取消しについて、発言取消しと当該発言に対する議員の責任の関係について、それぞれ説明があった。

以上のことから、議員の議会や委員会での発言がなぜ重要であるのかは、議員が市民全体の代表者であり、全体の奉仕者であること、一部の奉仕者ではない。公人であるからなのである。よって議員は、議会の品位を重んじ、公平な立場で発言、行動に責任をもって議会に臨まなければならない所以である。

（3）発言の取消し・訂正と会議録について

発言の取消し：発言の趣旨を伴うものをいう。議会の許可が必要。

発言の訂正：原稿の読み違いや見誤り等による発言に対する字句の変更をいう。議長の許可でよい。

会議規定規則：発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。（日野市会規65条）

ア 発言取消しの方法

- ① 発言者自身による発言の取消し
- ② 法129条1項に基づく議長の秩序維持権による取消命令又は取消留保の宣

告。本会議で議長が取消し命令をすぐ出すことは異例。議員等の指摘により議会運営委員会に当該発言が不穏当かどうか諮問して答申に従い措置。

- ③ 他の議員による発言取消しを要求する動議である。これは可決されると出席議員の過半数以上が不穏当発言として認識し取り消すことを求めていることとなるため、議長が何ら対応しないと議長の責任を問われる可能性がある。

イ 発言取消留保宣告の活用

議長が議員の発言：不穏当発言がどうか直ちに判断がつきやすいものについて後刻速記を確認して必要に応じて発言を取り消すことができる宣告である。これは必ずしも取り消すとは限らない。会期中に発言取消留保宣告をすれば、閉会中においても適宜議長において留保宣告に基づく発言取消命令を出すことが可能である。

ウ 発言取消しが行える期間

議長による発言取消命令：不穏当発言が行われた会議当日だけでなく、会期中であれば、可能である。

エ 閉会中における発言取消し

発言取消し申し出期間：閉会中における継続審査中の委員会において不穏当発言がなされた場合、当該発言を行った日に発言取消し申し出が必要である。

懲罰動議の提出における留意点：不穏当発言に対する懲罰動議提出は事実上不可能である。（懲罰事犯の日から起算して3日以内に定例会又は臨時会を招集することは現実的に困難であるため）

オ 発言取消しと当該発言に対する議員の責任の関係

- ・ 発言の取消しが議会において許可されれば、当該発言は最初から発言はなかったこととなる。
- ・ 発言取消しの効果によって当該発言に対する発言した議員の責任は消滅しない。

(4) ネットリテラシーについて

ア 意義と背景

ネットリテラシーとはインターネット上の情報を正しく読み取り、状況に応じて適切な判断や行動ができる能力をいう、と規定している。ネットリテラシーが必要とされる背景には①インターネット利用率が全世帯において平均して8割以上であること、②SNS等で炎上トラブルが後を絶たないため、③インターネット上に情報が氾濫しているため、との理由からである。確かに、現在、インターネットで検索すると情報があふれんばかりに、いとも簡単に手に入れることができる。現在、ネットリテラシーをきちんと身につけ、適切な判断や行動できる者がどれだけいるだろうか、疑問視する向きがある。無知なために正しく情報を読み取りもせず、根拠もないまま一部の間違った情報で判断し、相手を傷つけたり加害者にもなったりする。だからこそ、慎重に冷静に判断できる能力を身につけることがより一層重要となってくるのである。

☆中でも議会における SNS に対する事実上の措置として、

議員の SNS による情報発信についても、議会外での行動であっても、その行動等が犯罪その他違法なものであったり、著しく品位を欠くものであったりして、およそ議員として許されざるもので、これが議員一般や議会全体に対する住民の信頼を失墜させるものであると議会において判断したものであり、当該事案に対し事実上の措置を議会が取ることは、原則として議会の内部規律の問題にとどまるものとして、裁判所は議会の自律的な判断を尊重する⇒訴訟で争われる前に議会として良識ある対応を取ることが可能である。

イ インターネット上の違法・有害情報対応相談業務状況と相談内容について

- ・総務省からの資料によると年々増加傾向であり、令和 5 年度は 6,463 件と最高値となっている。主な相談内容として、誹謗中傷やプライバシー侵害に関するものが多く、このような SNS 上のトラブルは、投稿者が個人であっても、その所属する団体の信頼性やブランドイメージに悪影響を及ぼすリスクがある、と記している。

ウ SNS における侵害行為とは

- ① プライバシーの侵害②名誉棄損・侮辱③著作権等侵害等が挙げられる。

エ プライバシー侵害について

- ① プライバシーとして保護される情報（東京地判昭 39・9・28）

- ・私生活上の事実又は私生活上の事実らしく受け取られる恐れのある情報であること。フィクションであっても通常の読者から見て事実と受け取られる恐れがあれば対象になる。
- ・一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立った場合に、他者に開示されることを欲しない他者にみだりにこれを開示されたくないとするのは自然なこととして法的保護対象である。
- ・一般人に未だ知られていない情報であること。ある媒体で報じた情報であっても、新たな媒体への掲載は、それによって新たに知る者があるとして公知性が否定されることが多い。

- ② プライバシー権の違法性が阻却される場合

- ・公人及び準公人（特に選挙によって選出される公職にある者やその候補者、専門職等）については、その適否、資質の判断材料として提供された場合において、表現の内容及び方法がその目的に照らし不当でないときには、違法性がない。
- ・犯罪事実の報道については、公共の利害に関する事実又は社会の正当な関心事とされ表現内容及び方法が不当なものでなければ、違法ではない。
- ・著名人についてはその私生活の一部も社会の正当な関心事とされ得ること及びそのような職業を選び、また著名となる過程で一定の限度でプライバシーを放棄していると解されることから、当該著名となった分野に関連する情報については、

その公開が違法でないとされることがある。

③ 一般私人の氏名・連絡先等の情報公開

- ・氏名、住所、電話番号等の連絡先情報は、個人を識別する基本情報であり、情報の性質上秘匿性の強い情報ではないと解されがちであるが、これが一般に開示されることにより、とりわけインターネット上開示されるときには、見知らぬ第三者からのアクセスを容易にし、私生活上の平穏を害されるおそれがあるため、一般私人にとって公開されたくない情報となっている。

☆2021.12 奈良県議会議員 SNS 個人情報漏洩の例

④ 公人の異性関係の醜聞

- ・昭 56.4.16 判決、刑法 230 条の 2 第 1 項の判示から準公人についてその社会的影響力によっては異性関係の醜聞を含む私生活上の行状を公表することを正当化し得るとするもので公人にも適用。

☆地方議員不倫報道

☆前橋市長ラブホテル密会

⑤ 公人等による犯罪事実

- ・犯罪が行われたことはそれ自体が社会の正当な関心事であるから、犯行直後の実名報道が行われることは、少年犯罪の場合を除き、原則として許容である。ただし、犯罪後長期間を経過し、犯罪に対する刑の執行も終わったときは犯罪事実を蒸し返すことは、権利侵害となり得る可能性が高いことに留意しなければならない。
- ・都議会議員が都立病院の臨床検査室に管理者に許可なく立ち入り、病院内の飲酒に関する調査を行ったことで、同病院の院長が建造物侵入で刑事告発。その事実を病院のウェブサイトで公表した事件。都民の知る権利の重要性に鑑みれば、広く都民に対してその情報を提供すべき性質の者であったと解されると判事。

⑥ 名誉棄損・侮辱について

- ・名誉とは人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的な社会的評価のことである。この社会的評価を低下させる行為が名誉毀損として民法 709 条に基づき不法行為が成立し、損害賠償の対象となる。そして、ある表現が人の社会的評価を低下させるものであるかどうかは当該記事についての一般読者の普通の注意と読み方とを基準として判断すべきものとされている。

(最二小判昭 31.7.20) これはインターネット上のウェブサイトにおいても同様とされる。(最二小判平 24.3.23)

- ・インターネット上の表現行為による名誉毀損については、他人からの社会的評価を低下させるようなメッセージが電子掲示板等にアップロードされて送信可能な状態になり、一般ユーザがこれを閲読し得る状態になった時点において、伝播可能となり、その他人の社会的評価は低下することとなるから、その人が当該メッセージの掲載を知ったかどうかにかかわらず、名誉毀損が成立すると考えられ

る。

☆名誉棄損と侮辱の違いについて

名誉棄損：公然と事実を摘示し、人の名誉を棄損すること。

侮辱：事実を摘示しなくても公然と人を侮辱（社会的評価を低下する）すること。

☆芦屋市議会の例

☆元志木市議会議員の例

⑦ 著作権等侵害（複製権を侵害する行為）

- ・複製権：印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製することをいう権利をいう。これは原則として著作権者の承諾が必要である。
- ・例えば、新聞や書籍等をコピー機で複写したり、スマホ等で撮影したりすることが該当する。
- ・例外として、自分や家族が利用する私的利用のための複製や、教育利用、福祉利用、図書館等における複製は除かれる。

☆立法・行政目的のための複製についての具体例

【該当例】：法案又は予算案の検討会でそれと関連する新聞記事等を会議メンバーに複製配布又は公衆送信する。

審議会や協力者会議等の審議資料として関連する新聞記事等を複製配布又は公衆送信する。

【該当しない例】：担当者が所属する職務の参考とするため回覧された新聞、雑誌等から必要な記事を複製し保存する。

☆複製権違反の事例

- ・松山市が愛媛新聞の記事を許諾なく PDF 化してファイルサーバーを共有していた著作権侵害の疑い事例（2023 年 2 月）
- ・愛知県蒲郡市が許諾を得ずに新聞記事のコピーを PDF し、同市職員用のインターネット上で共有していた著作権侵害の疑い事例（2024 年 7 月）

☆【引用】について

- ・引用：報道・批判・研究等の目的のために他人の著作物を自己の作品に採録することをいう。引用は単に複製だけでなく、口述・放送等の著作物の全ての利用形態でなされる。例えば講演の中で他人の著作物を引用して述べることもできる。引用であれば著作者の許諾を取る必要はない。
- ・適法な引用に当たっての基準として最判昭 55.3.28 で明瞭区別性と主従関係を挙げている。また、著作権法上は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上、正当な範囲内で行われるものであることを規定している。

⑧ SNS による議会外での不適切な言動への対応

- ・正規の議会活動：地方自治法 134 条による懲罰

- ・議会外での活動：政治倫理等に反する行為としての事実上の決議等

☆名古屋高裁令和4年11月18日判決抜粋

☆リツイートによる訴訟（名誉棄損）

（5）ハラスメントについて

① 意義について

ハラスメントの定義は、自分より弱い立場にあるものに対して、心理的・肉体的攻撃を繰り返し、相手に深刻な苦しみを与える行動をいう。その結果、相手の人格や尊厳を冒す人権問題で、被害者が心身に支障をきたし、最悪の場合には自死を選ぶ場合もあること。加害者は、刑事上、民事上の責任を問われる場合もあり、その結果、公務員（地方議員も含む）はさらに道徳的責任を問われる場合もある。組織はハラスメントを防げない組織として信用が失墜し、評判をおとしめることもある。

② 主なハラスメントの類型

ア パワーハラスメント

- ・職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるもの⇒3つの全ての要素を満たす必要あり（労働施策総合推進法30条の2）

イ セクシャルハラスメント

- ・「職場」において行われる「労働者」の意に反する「性的な言動」により労働者が労働条件について不利益を受けて、就業環境が害されること（男女雇用機会均等法11条）

ウ マタニティハラスメント

- ・「職場」において行われる上司、同僚からの言動（妊娠・出産したこと、育児休業等の利用に関する言動）により、妊娠・出産した「女性労働者」や育児休業等を申し出・取得した「男女労働者」の就業環境が害されること（男女雇用機会均等法第11条の2、育児介護休業法25条）

エ カスタマーハラスメント

- ・職場において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者そのほかの当該事業主の行う事業に関係を有する者の言動であってその雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該労働者の就業環境が害されること。結果、事業主は当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

③ ハラスメントの判断基準について

ア 基本的な考え方

- ・ハラスメント行為評価は被害者の主観を出発点とし、平均的な被害者を基準に考える必要がある。ただし、セクハラの場合は男女の認識の違いにより生じている面があることから、平均的な女性労働者の感じ方と平均的な男性労働者の感じ方

を基準とする必要がある。またセクハラは被害者の主観を基準とするがパワハラは被害者の主観を基準としていない点にも注意。

イ 留意点

- ・閉ざされた政治空間において上司等が権力関係を利用して行うセクハラの場合、部下や他の職員が明確に意に反することを示せない場合が多いことは問題となることに留意を要する。

④ ハラスメント・ハラスメント

- ・他人からの行為や言動に対して、自身が不快に感じ、嫌悪感を抱いたときに「ハラスメントだ」と過剰に主張する行為をいう。
- ・増加している背景はハラスメントの問題がメディアなどで頻繁に取り上げられ、個々のハラスメント意識が高まっているためである。

⑤ パワハラについて

ア パワハラとは、職場において次の3つの要件を全て満たしたものをいう。

- ・優越的な関係を背景とした言動。優越的な権限を行使しなくても該当する。
- ・業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
- ・労働者の就業環境が害されるもの。

*モラハラは倫理や道徳に反するハラスメントをいい、パワハラとは人間関係性と暴力性において違いがある。なお、モラハラについては明確に規定した法律は存在しない。

イ 優越的な関係を背景とした言動（パワハラ要件）

意義：業務を遂行するに当たって当該言動を受ける労働者が行為者とされる者に対して抵抗や拒絶することができない蓋然性が高い関係を背景として行われるもの

具体例：①職務上の地位が上位の者による言動、②同僚又は部下による言動で、当該言動を行う者が業務上必要な知識や豊富な経験を有しており、当該者の協力を得なければ業務の円滑な遂行を行うことが困難であるもの、③同僚又は部下からの集団による行為で、これに抵抗又は拒絶することが困難であるもの

☆逆パワハラについて

経験・知識が豊富な担当職員が、経験や知識のない直属の上司で当該担当職員の協力を得なければ円滑な職務を遂行できないにも関わらず、直属の上司に情報を与えず、業務から排除し、直属の上司の決裁や了解を得ずに、その上の上司と話を進めること。この場合上司も担当職員と直属の部下のコミュニケーションを図らないとして問題となる。

ウ 業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動（パワハラ要件）

意義：社会通念に照らし、当該言動が明らかに当該事業主の業務上必要性がない、又はその態様が相当でないもの

具体例：①業務上明らかに必要性のない言動・業務の目的を大きく逸脱した言動②業務を遂行するための手段として不適当な言動③当該行為の回数、行為者の数等、その態様や手段が社会通念に照らして許容される範囲を超える言動

☆パワハラ該当性における判例上の着目ポイント（注意指導と判断基準）

- ① 業務上の必要性があるかどうか（大阪地裁平成 24.3.30 判決）
- ② 人格非難か行動に対するアドバイスか（福岡高判平成 20.8.25 判決）
- ③ 見せしめ的な対応がなされていないか（東京高判平成 17.4.20）
- ④ 相手の属性（新入社員）や心身の状況を理解した上での指導か（仙台高判平成 26.6.27 判決）
- ⑤ 長時間・繰り返しになっていないか（仙台高判平成 26.6.27 判決）

エ 就業環境が害される（パワハラ要件）

- ・意義：当該言動により、労働者が身体的又は精神的に苦痛を与えられ、就業環境が不快なものとなったために能力の発揮に重大な悪影響が生じる等の当該労働者が就業する上で看過できない程度の支障が生じること。直接的だけでなく間接的なものも含む
- ・留意点：判断に当たっては「平均的な労働者の感じ方」すなわち、「同様な状況で当該言動を受けた場合に社会一般の労働者が、就業する上で看過できない程度の支障が生じたと感じるような言動であるかどうか」を基準とすることが適当。なお、言動の頻度や継続性は考慮されるが、強い身体的又は精神的苦痛を与える態様の言動の場合には、1 回でも就業環境を害する場合もあり。

＊加害者の意図や悪意はパワハラ要件ではないことに注意

☆ハラスメント具体例①身体的攻撃 暴行・傷害

☆ハラスメント具体例②精神的攻撃 脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言

☆ハラスメント具体例③人間関係からの切り離し 隔離・仲間外し・無視

☆ハラスメント具体例④過大な要求 業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害

☆ハラスメント具体例⑤過小な要求 業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと

- ・管理職である労働者を退職させるため、だれでも遂行可能な業務を行わせること

- ・気に入らない労働者に対して嫌がらせのために仕事をあたえないこと

☆ハラスメント具体例⑥個の侵害 私的なことに過度に立ち入ること

オ セカンドハラスメント

- ・セカンドハラスメント：ハラスメントについて相談したり、訴えたにも関わらず、相談人などにそれが理解されないどころか逆に非難されてしまうことをい

う。ハラスメント被害の声を上げづらくしてしまう

- ・具体例：セクハラ発言をされ、それを相談したにもかかわらず、派手な服装をしているから発言されたのではないかと非難された。
- ・パワハラ発言をされ、相談したら仕事の能力がなくミスしたのだから仕方ないと言われた。

カ 議会としての防止対策

① 組織のトップのメッセージ	議長が議会におけるハラスメントは議会からなくすべきであることを明確に示す
② ルールを決める	議会基本条例や政治倫理条例に関係規定を設ける。予防・解決について方針やガイドラインを作成する。
③ 実態を把握する	議員・議会事務局職員に対するアンケートを実施する
④ 教育する	研修を実施する
⑤ 周知する	議会としての方針や取組について周囲・啓発を実施する

(6) 質疑応答

問 最近、他市で市議会議員のある行動が SNS 上で炎上してしまったが、このことに関するものをどのように捉えてよいものか？

答 SNS 等で制約をかけるのは問題である。SNS 上で炎上してしまったものは仕方がないことである。注意はできるが、制約をしたり、規制をかけたりするのはよくない。

5 感想・所見

- ・今回の研修は昨年とは違い、公人である議員の発言、表現に関わることやネットリテラシーに関すること、プライバシーに関することやハラスメントを中心に絞った研修だった。正直あっという間に時間が過ぎてしまうほどであった。実際にあった出来事の判例や実例を挙げての内容であった。
- ・特に公人である地方自治体の議員の発言について【地方自治法 132 条】【標準市議会会議規則 151 条・標準町村議会会議規則 102 条】の中で規定されていることについてより発言や行為、行動に責任をもって活動しなければならないことを理解した。議員は住民の代表者であること、議会に臨む姿勢、公人であるからこそ、品位と見識と人格をもって臨まなければならないこともより理解できた。
- ・議会の中での「不穏当発言」「不規則発言」で起こる様々な混乱や手続き等も学び、実例の中でより厳しい事実を学ぶことができた。議会以外で今、ネット上で発信している議員も多いと思う。その中でネットリテラシーについてはかなり前から言われていたが、インターネット上に情報が氾濫しているため、SNS などで炎上トラブルが後を絶たない。SNS における侵害行為の中でのプライバシー侵害、名誉毀

損・侮辱、著作権等の侵害などが実例で報告されていた。議員はネット上で相手を誹謗中傷するなど、一時の感情での判断で SNS に発信してはならない。ましてや、自らの発信で根拠のない写真の合成・複製を行ったり、勝手にコメントなどをつけたりするなどの行為そのものはリテラシーの意味からしても、欠如しているといわざるを得ないを考える。この発信で市政に不信を招くおそれが出てきたり、個人のプライバシーを傷つけたりしていないか、予見できることを見通せる公正さと冷静さが大事となってくる。議員としての冷静さが欲しい、と強く思う。そして、ネットリテラシーの意義を今一度、高めてほしいと考える。

- ・最後にハラスメントについては「心理的・肉体的攻撃を繰り返し、相手に深刻な苦しみを与える行動である」「これは人格や尊厳を冒す人権問題である」「加害者は刑事上、民事上の責任を問われる場合があり、道徳的責任を問われる場合もある」と明確に規定している。様々な侵害によって起きているハラスメントの類型、判断基準、増加する過剰なハラスメント・ハラスメントが起きている現象、パワハラ の 3 要件、ハラスメントの具体例①～⑥、セカンドハラスメント等、学ぶことができた。
- ・「議会としてのハラスメント防止対策」については、今、坂戸市議会議員内において条例づくりが始まっている。近隣の自治体でも「議会基本条例」が制定されている。

ここでは早急にハラスメント防止対策としての手順を学んだが、一番は、議員自身が高いモラルと見識を持たねばならないと考える。自身の発言・行動が加害者になっていないか、一部の考えで行動していないか、公平な考えで発言しているか等、考えなければならない。議員は「住民全体の利益のため、法令に基づいて公平にその権限を行使すべき厳しい立場にあるということである」と謳っている。このことから、議員の行動、行為は責任が重いものである。

今回の研修から議員として多くのことを学ぶことができたと同時にこれからの議会活動や情報発信に高い見識をもって臨みたいと考える。学びを生かし、実践していきたいと考える。